

公表

事業所における自己評価総括表

○事業所名				
○保護者評価実施期間	令和8年 1月 13日		～	令和8年 3月 6日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)	16名	(回答者数)	7名
○従業者評価実施期間	令和8年 1月 13日		～	令和8年 3月 6日
○従業者評価有効回答数	(対象者数)	7名	(回答者数)	7名
○訪問先施設評価実施期間	令和8年 1月 13日		～	令和8年 3月 6日
○訪問先施設評価有効回答数	(対象数)	10施設	(回答数)	8施設
○事業者向け自己評価表作成日	令和8年 1月 13日			

○ 分析結果

	事業所の強み(※)だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	・乳児期からこども発達センターの専門相談を利用されている方の成長発達の経過の中で、保育所等訪問支援というサービスがある事を保護者様に案内する事が出来る。	・事業所のあるこども発達センターの専門相談の利用者様より、集団生活の中で見える課題のご相談をいただいた際に、保育所等訪問支援というサービスがある事を保護者様に案内する事が出来る。	・訪問先施設の先生方と、訪問支援の実施日前後だけでなく負担のない範囲でお子様について情報共有し、お子様のより良い形での成長発達の為、連携を図らせていただく。
2	・訪問支援実施日までに、お子様に関わるこども発達センター全ての専門職の情報を訪問支援員と共有し、訪問時の様子や聞き取りの内容だけでなく、お子様の現状を総合的に評価し支援する事が出来る。	・子どもの発達や成長について熟知し、また豊富で様々な支援の場を経験している者に訪問支援員を依頼している。	・アセスメントやモニタリングの際にも児童発達支援管理責任者がより専門性をもって面談できるよう、外部研修等に積極的に参加し自己研鑽を積む。
3	・訪問支援員は幼児の通う他施設についても様々な情報を持ち、お子様の発達段階を見極めたうえで訪問先施設の指導方針や職員体制に考慮し、現時点で可能な範囲や保護者様の意向を確認し助言を行う事ができる。		・訪問支援実施日に対象のお子様が悪調不良等のために当日キャンセルになった場合、代替え日の再調整と訪問支援員への保障を可能な範囲で行っていく。

	事業所の弱み(※)だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	・訪問支援員が事業所直属の職員ではないため、日程や時間等の柔軟な対応が難しい。	・訪問先施設側の負担を考慮しながら、効果的に事業を実施する。	・訪問支援実施日の三者で振り返りを行う時間を、訪問先施設と保護者様と相談のうえ時間帯や長さを可能な範囲で調整する。